

中鎖塩素化パラフィンに副生している短鎖塩素化パラフィンの取扱いについて

平成 30 年 1 月 19 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。)では、他の化学物質を製造する際に副生する第一種特定化学物質について、「利用可能な最良の技術(B A T : Best Available Technology/ Techniques)」の原則を適用し、第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考え方立ち、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(平成 23 年 3 月 31 日、薬食発 0331 第 5 号、平成 23・03・29 製局第 3 号、環保企発第 110331007 号。以下「運用通知」という。)により、副生する第一種特定化学物質による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととしている。(運用通知 3-3 参照)。

今般、第一種特定化学物質に指定することとなった短鎖塩素化パラフィン(政令指定名: ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が 10 から 13 までのものであって、塩素の含有率が全重量の 48%を超えるものに限る。)以下「SCCP」という。)については、一部の中鎖塩素化パラフィン(炭素数が 14 から 17 までのもの。以下「MCCP」という。)に副生することが一般的に認識されているところ、SCCP についてのストックホルム条約第 8 回締約国会議の決定文書においては「1 重量%以上の濃度で混合物中に存在する場合には副生物とみなさない」とされている。

上述の背景を踏まえ、我が国において、SCCP を副生する MCCP について BAT の原則に基づく管理を実施するとともに、国際的に副生物とみなさないとされている SCCP の濃度 1 重量%未満で管理することとした場合、1 重量% (10,000ppm) という値が妥当かどうか検討するため、リスク評価を行った(資料 4 参考参照)。

その結果、現時点の知見では、我が国において MCCP 中に SCCP が 1 重量%副生していたとしても、SCCP による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれは想定されないことが示唆されたため、MCCP 中に副生する SCCP については、自主管理上限値を 1 重量%未満であって工業技術的・経済的に可能な範囲で低いレベルでの管理を行っていくこととする。